平成２４年（フ）第３３５８号
大阪市東成区大今里南５丁目14番６号
破産者　タツミ薬品工業株式会社
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０２１号
大阪府東大阪市岩田町３丁目５番18号
破産者　有限会社石山新聞舗
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５号
三重県北牟婁郡紀北町海山区引本浦616番地21
破産者　南　　吉信
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所熊野支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１４４号
栃木県佐野市栃本町1551番地２、前住所栃木県佐野市田沼町1425番地
破産者　森下　勝男
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２４９号
奈良県橿原市四分町287番地の５、開始決定時の住所奈良県橿原市醍醐町291番地の１
破産者　宗川　和裕
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２１１７号
札幌市東区東苗穂６条１丁目５番４号、住民票上の住所札幌市東区北15条東６丁目４番19号
破産者　田辺　正元
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１６０号
札幌市東区北51条東６丁目４番16号　シャルム沢田Ｃ号棟201号
破産者　早坂　廣幸
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１４号
宮城県多賀城市東田中字志引94番地の16
破産者　松原　範夫
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４８７号
仙台市宮城野区栄５丁目18番１―405号
破産者　荒　　清人
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５４４号
仙台市青葉区桜ケ丘３丁目18番14号、従前の住所仙台市青葉区吉成台１丁目９番36号
破産者　堀内　和彦
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
秋田県横手市赤川字野際65番地１
破産者　石橋　一則
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１９２号
福井県越前市国中町第63号15番地の１
破産者　見延清左エ門
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７４号
名古屋市港区油屋町３丁目17番地の２　第三光ハイツ305号
破産者　河野　　稔
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９０号
神戸市垂水区桃山台６丁目12番地の13
破産者　和田　一夫
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２９号
北九州市八幡東区東山２丁目４番19号
破産者　磯谷　荘平
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５１号
福岡県大牟田市片平町148番地７
破産者　磯谷　和範
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２２３号
岩手県大船渡市末崎町字泊里46番地
破産者　山田　正美
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部